

◎新潟県告示第751号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

令和7年7月25日

新潟県知事 花 角 英 世

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
令和7年4月11日	五十嵐 利幸	二級建築士	第14468号	申請
令和7年4月11日	樋口 洋子	二級建築士	第6085号	申請
令和7年4月11日	山崎 昭夫	二級建築士	第9897号	死亡
令和7年5月9日	大津 俊昭	二級建築士	第7598号	申請
令和7年5月23日	芦田 義重	二級建築士	第6286号	死亡